

ペイオフ 預金はどうなるの？

（注・一千万円を超える元本とその利息などについては、破たん金融機関の財産状況に応じて支払われますので、一部カットされる場合があります）

預金は全額保護されず。

当座預金・普通預金・別段預金は全額保護されます。

（注・一千万円を超える元本とその利息などについては、破たん金融機関の財産状況に応じて支払われますので、一部カットされる場合があります）

預 金保険制度は金融機関が破たんした場合に少額預金者を保護することを目的に、昭和四十六年に導入された制度です。預金全額保護特例措置は、平成八年から平成十四年三月まで注・当初は、平成十三年三月までの措置でしたが、法律の改正により一年間延期されました。特例措置については平成十四年三月三十一日までに救済金融機関から預金保険機構へ資金援助の申し込みが必要で、実施されることになっているものです。平成十四年四月からは原則に戻り、元本一千万円までとその利息が最低保障となります。平成十四年四月から平成十五年三月までの一年間は、当座預金・普通預金・別段預金は全額保護されます。

預金保険制度って？

万が一のときに、一般の預金者を守るためのものです。

「預金保険制度」は、万が一金融機関が破たんした場合に、預金者を保護することによって、信用秩序を維持することを目的としています。

1,000万円以下の預金は全額保護されています。
1,000万円を超える預金についても
預金者が受け取れるのは、1,000万円だけではありません。

1,000万円はあくまでも最低保障額です。

万が一金融機関が破たんした場合、預金保護の方法は2つあります。

預金者に保険金を直接支払う方式.....これまで発動されたことはありません

譲受金融機関に預金などを引き継ぐ方式

いずれの場合も、元本1,000万円までとその利息は最低保障されています。さらに、それを超える部分についても、破たん金融機関の財産の状況に応じて預金者に支払われます。



詳しいことは、最寄りの金融機関にお問い合わせください。

それでも万が一金融機関が破たんしたら...

金融機関の破たんに伴う混乱を最小限に止めることが重要
処理コストがより小さいと見込まれる処理方法を選択すべき

資金援助方式を優先し、
保険金支払方式（ペイオフ）の発動をできるだけ回避

資金援助方式では破たん金融機関が持っていた機能（預金の受入・払出、貸付、決済サービスなど）が継続されますが、保険金支払方式では消滅してしまいます。

・処理コストの最小化
・混乱の最小化

資金援助方式
（健全な金融機関に営業譲渡）

保険金支払方式
（ペイオフ）

「ペイオフ」って？

そもそもペイオフとは...

狭い意味では、万が一金融機関が破たんした場合に、元本1,000万円までとその利息額を「保険金」として預金者に直接支払うことを「ペイオフ」と言います。

この他に、預金全額保護の特例措置が終了することです。万が一金融機関が破たんしたときには、預金のうち元本1,000万円とその利息を超える部分が一部カットされることがあるという意味で、例えば「ペイオフ解禁」というように使われることもあります。